

英国の地方財政読本(6)

——付 録——

(財)自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 012 (MAY.28,1990)

第15章 住宅及び住宅手当

住宅特別会計

賃貸料

住宅手当

住宅手当補助金

第16章 ウィディコム・レポートと政府の対応

地方団体の広報活動

外部会計監査官の権限

事務総長の役割

その他の改革提案

第17章 地方団体の財政改革

1988年の地方財政法の概要

政府の改革提案

第18章 用語解説

(「英国の地方財政読本」全6巻については末尾「CLAIR REPORT既刊のご案内」をご参照下さい。)

財団法人自治体国際化協会
(欧州事務所)

第15章 住宅及び住宅手当

住宅行政は、県を除くすべての地方団体にとって最も重要な行政の一つである。また、住宅行政は、法律によって別会計（住宅特別会計 Housing Revenue Account: HRA と呼ばれている）が定められている唯一の行政である。1990年に変更される予定ではあるが、現在のところ、財政的決定に関連する政策決定において、特定の住民、すなわち借家人及び借家人でない納税者の利益が、重視される必要のある行政である。住宅担当部局は、住宅の供給の他に、借家人に対しては、セントラル・ヒーティングのような住宅関連のサービスを提供してもよいし、また、借家人でない者に対しては、個人所有の資産の改良工事のための補助金のようなサービスも提供できる。

住宅に関する資本支出の扱いは、他の資本支出及びその財源の扱い方と基本的に相違はない。ただし、借入金の返済（元金の返済及び利子の支払）が住宅特別会計に計上されなければならない点は、異なっている。政府補助金は、許可された費用（"admissible" costs）を賄うための借入金の75%に対して支払われるが、特定の場合には政府に対して返還を求めることができる。しかし、住宅担当部局の4分の1に当たる100弱の地方団体が未だ住宅補助金を受けており、これらは主に都市部とインナー・シティの地方団体に多く見られる。政府補助金の規定は、現在見直し中であり、1990年に変更される予定である。

・住宅特別会計

住宅特別会計の特徴は、1990年4月1日からの新制度の実施に伴い、大幅に変更される予定である。現在は、1985年の住宅法（Housing Act）の中に、住宅特別会計は地方団体によって管理されなければならないという規定がある。この法律は、住宅特別会計に含まれるべき収入と支出を広範囲にわたって定めている（こうしたことは地方団体の会計において異例である）。住宅関係の資本支出に対する借入金返済とは別に、次のような項目が経常支出として計上される。

- 修繕及び維持
- 全般的な管理監督（全ての住居に適用される）
- 特別な管理監督（例えば、エレベーターの補修及び住居部分に関わらない類似の支出）
- 地域暖房費
- 資本支出を行うための管理費
- 一般地方税基金（GRF）への繰り入れ

住宅特別会計の収入としては、次の項目が計上される。

- 家賃収入
- 地域暖房費の借家人負担分
- 公営住宅の家賃分として社会保障省（DSS）から受け取る住宅手当相当額
（これは、家賃割引補助、及びそれに関係する法定地方税基金からの繰入金による）
- 商店として貸す不動産、あるいは駐車場からの賃貸料
- 住宅補助金（これを受けている場合）
- 投資による収益（家屋売却による収益など）
- 公営住宅を売却する際の融資金からの利子
- 一般地方税基金からの繰り入れ

それぞれのリストにある最終項目（一般地方税基金への繰り入れ、及び一般地方税基金からの繰り入れ）に関しては、地方団体は住宅以外の目的----例えば、家賃割引の管理費、あるいは他の目的----に支出しなければならない。住宅特別会計が赤字になった場合、地方団体は法令により一般地方税基金からの繰り入れで、赤字を埋めなければならない。赤字を翌年度に繰り越すことはできないことになっている。同様に、住宅特別会計の余剰金は、全額もしくは一部、一般地方税基金に繰り入れる。これらの住宅特別会計とその他の会計との資金の受け渡しに関する規則にも、変更が加えられる予定である。

環境省（DOE）は、7月27日付の提案書（consultation paper）において、住宅特別会計に関するいくつかの改革案を発表した。すなわち環境省は、将来、地方団体が地方税----この場合はコミュニティ・チャージ----から住宅特別会計に繰り入れすることができないように変更する予定である。したがって、新制度の1990年4月1日からの実施に伴い、各地方団体は一般基金からの繰入金なしで、住宅特別会計の帳尻を合わすことが必要となる。

同様に、住宅特別会計から一般基金への繰入金についても、新しい規則が定められよう。すなわち、住宅関連支出----家賃の全額を支払えない借家人への住宅手当を含む----を家賃収入で賄えない場合でも、地方団体は住宅特別会計から一般基金へ繰り入れできないことになる。住宅関連支出を家賃収入で賄うことができ、さらに住宅特別会計に余剰金がある場合には、地方団体はこれを一般会計へ繰り入れなければならない。

住宅特別会計の改革案は、住宅補助金の改革案と結びついたものである。この住宅補助金の改革案に関しては、第7章を参照せよ。

民間所有の不動産の購入者を補助するために、地方団体が融資した貸付金は、住宅特別会計ではなく、一般地方税基金の別会計として計上される。

・賃貸料（Rents）

住宅特別会計の中で帳尻を合わす必要があるとはいえ、現在のところ地方団体は、帳尻を合わすために必要な水準の家賃にする必要はない。補助金に関して第7章で説明した通り、国務大臣によって毎年決定される「地域負担金」(local contribution)は、仮の数字であって、地方団体の家賃決定についての裁量を制約するものではない。家賃は予算案を作成する過程で決定されるのが通常であり、地方団体のなすべきことは、借家人と納税者の利益(及び各借家人同士の利益)をバランスよく考慮することである。このバランスの維持はしばしば論議の対象となり、不公平な扱いを受けたと考える納税者から会計監査の際に異議が申し立てられることも少なくはない。

こうした状況は、1990年に変更される予定である。その後も地方団体は、住宅特別会計の中で帳尻を合わさなければならないが、その収入源は次のようなものだけになる。

- 家賃
- 住宅補助金(これを受けられる場合)

納税者からの、すなわち一般会計からの住宅特別会計への補助という方法は、禁じられることになろう。

環境省の提案書によると、1990年以降の家賃は、住民が支払うことのできる金額を考慮するだけでなく、その住居の有する価値も考慮して、決定されなければならない(従来かかった費用の総額を考慮することではない)。

・住宅手当(Housing Benefit)

低所得の公営住宅借家人に対する家賃割引、及び民間賃貸住宅の借家人に対する家賃補助は、それらの人々が他の手当を受けていない場合に限り実施できるが、この制度は1972年以来、一般的な権限として認められてきた。1982年の社会保障及び住宅手当法(the Social Security and Housing Benefits Act 1982)は、これらの家賃割引及び家賃補助に替わって、住宅手当(housing benefit:HB)の制度を導入した。この制度により、すべての低所得者に対して住宅手当を支払うという重要な責任が、地方団体に移されることになった。こうした制度は1986年の社会保障法(Social Security Act 1986)によって、1988年4月より再び変更された。新制度の主な特徴は、以下の通りである。

- 住宅手当査定額は、国の所得助成の一貫として方向づけられてきた。
- したがって住宅手当は、1988年4月以前のような総所得ではなく、純所得に対して査定される。
- 追加住宅手当(HB supplement)は、廃止された。
- それぞれの申請は、地方団体により査定される。したがって、国の認定する申請はなくなった。

- 家賃援助の最高水準は、従来通り100%である。しかしながら、すべての地方税納税者に与えられる地方税割引の最高水準は80%に制限された。これには、100%の家賃割引を受けている公営住宅借家人も含まれ、したがって地方税の20%は負担することになる。
- 水道料金には住宅手当が適用されない。
- 8千ポンド以上の預金を有する申請者は、住宅手当を受ける権利が認められない。
- 累進的補助は、家賃補助と地方税補助の二つとなる。

・住宅手当補助金 (Housing Benefit Subsidy)

社会保障省は、住宅手当の支払業務にかかる費用の一部、及び住宅手当の業務管理費の一部を補助する。

- 住宅手当の支払業務に対する補助金は、全国共通して97%となっている。しかし、過去に遡及して住宅手当が支払われた場合、あるいは地方団体の家賃収入に高率の増収が見込まれる場合には、25%に制限されている。また民間賃貸住宅の家賃が「法外に高い」と考えられる場合、あるいは過失または申請者の虚偽によって手当が過剰に支払われたが、それが返済されない場合には、同様に25%に制限される。更に低い率の補助金として、15%の場合があるが、これは、地方団体のミスにより過剰な手当が支払われ、しかもそれが返済されない場合に適用される。
- 住宅手当の業務管理費に対する補助金は、60%に維持されているが、コストと作業時間の関係を再検討すること、及び運営の能率性を高めることが義務づけられている。

これらの規則は、コミュニティ・チャージの新制度導入とともに、更に大幅な修正が必要となろう。

第16章 ウィディコム・レポートと政府の対応

現政府は、特定の地方団体の業務運営方法について、関心のあることを繰り返し表明してきた。関心の対象は、次の2つの点に絞ることができる。すなわち、地方団体の広報の方法と、議員及び職員の権利と責任である。1984年10月、当時の環境大臣は地方団体の業務に関する調査会を設けることを明らかにし、デイヴィッド・ウィディコムを委員長とする調査会が発足した。また、調査会の調査項目に関しては、次の諸点が明らかにされた。すなわち、

「英国における地方団体の業務運営に関する手続と実際を調査すること。とりわけ、

- 議員の権利と責任、
- 議員及び職員のそれぞれの役割、
- 地方団体の任意支出に対する制限及び条件づけに関する明確な基準の必要性、
- 民主的な過程を強化するために必要な提案

を検討すること。」

・地方団体の広報活動

この調査会を設置する決定は、大ロンドン都庁及びその他の6大都市県の廃止に関する議論が盛んに行われていた時期であり、その直後には「課税制限」(rate-capping)命令に反対する地方団体の広報活動が活発に行われた時期であった。そのため、ウィディコム委員会は緊急のテーマとして地方団体の広報キャンペーンに関して調査することが求められた。ウィディコム委員会の調査中、地方団体の多くは1972年の地方自治法の137条(及び1973年の地方自治(スコットランド)法の83条)に規定されている権限を行使して、広報キャンペーンの財源を確保しようとした。1985年6月31日、ウィディコム委員会は「地方団体の広報」に関する中間報告を作成し、次のように提案した。すなわち、

- 政党政治的な性格を有する地方団体の広報は、法律により明確に禁止されるべきである。
- 地方団体の広報に関する一般的な権限は、1つの条文----142条(スコットランドに関しては88条)----に規定されるべきである。したがって、
- 137条(スコットランドに関しては83条)は地方団体の広報活動には適用できないことを明らかにすべきである。
- 137条(スコットランドに関しては83条)からの広報活動の適用除外は、当該条項から財源を賄っている地方団体が、その本来の目的あるいは目標を推進することを

妨げないように注意しなければならない。但し、許されるべきでない広報の場合は、この限りではない。

- 地方団体の広報に関する一般的な権限の範囲は、142条（スコットランドに関しては88条）の規定のごとくにすべきである。
- 地方団体はその広報関係の支出を別会計で扱うべきである。

政府はこの中間報告に極めて迅速に対応し、1986年の地方自治法を制定した。この法によれば、

- 地方団体は、「住民の政党支持に影響を及ぼすことを意図していると考えられるすべての文書」を公表することは許されない。
- 地方自治法の142条（及び地方自治（スコットランド）法の88条）に基づいて発表される広報は、「地方団体に関係する事項（matters）」ではなく、「地方団体の事務（functions）」に関する情報に制限される。
- 2つの特定の活動----地域の経済開発の推進、及び他の地方団体あるいはボランティア組織への援助----に付随する広報を除き、地方団体は1972年の地方自治法の137条に基づいて広報活動に支出することは許されない。
- 地方団体は、広報活動に関する会計を一般会計とは別に管理しなければならない。
- 環境大臣は、「地方団体の広報の内容、形式、費用に関する1つあるいはそれ以上の規則」を制定することができる。

この1986年法は、大臣の予想した効果を生じさせなかったため、1988年の地方自治法がこうした広報に関する規定を改正し、強化した。

1988年の地方自治法の27条は、

- 1986年法で禁止されている広報文書か否かの判断に考慮すべき事項を明確に規定し、また、
- 広報に関する実務規則の役割を強化した。

1986年法で禁止されている広報文書か否かを地方団体が判断する際に、次の事項を考慮しなければならない。すなわち、

- 文書の内容及び形式
- 公表の時宜及び状況
- 文書を受け取った者に及ぼす影響
- 政党あるいは政党と同一視できる人物に関連する情報か否か
- 1つの政党の見解に対して、支持するか反対するか
- 文書が一連のキャンペーンの一部である場合、そのキャンペーンの意図していると考え

えられる効果

上に述べたごとく、広報に関する実務規則の役割が強化された。すなわち、実務規則は、単に地方団体への「指針」(guidance)(1986年法の用語)ではなく、広報に関するいかなる判断に関しても「規則」(code)として考慮するよう地方団体に求められることになった。

1988年法の28条には、同性愛を助長する広報が具体的に扱われている。すなわち、同法は、地方団体が、

- 意図的に同性愛を助長し、あるいはそうした意図を有する文書を発表すること、
- 同性愛を疑似的な家族関係として受け入れるよう学校教育で助長すること

を禁止している。

同法の28条は、エイズ患者に提供される医療サービスを宣伝するキャンペーンや、病気の予防あるいは治療に関する類似のキャンペーンの一環として、同性愛に言及する文書の公表まで地方団体に禁じているわけではない。

・外部会計監査官の権限

また、1988年法は、ウィディコム委員会の報告から、外部会計監査官の権限拡大に関する提案も取り上げている。

同法の30条には、地方団体の会計監査官は、地方団体あるいはその職員が特定の行動を取らないよう、あるいは継続しないよう求める「禁止命令」(“prohibition order”)を発することができるものと規定されている。すなわち、会計監査官は、地方団体あるいはその職員が次のような事態にかかわっていると確信を持った場合、禁止命令を発することができる。すなわち、

- 地方団体に違法な支出をもたらす決定を下そうとしている(あるいは決定を下した)場合、
- 違法、あるいは地方団体に損失・損害をもたらす行動を取ろうとしている(あるいは取っている)場合
- 経理に違法な支出を計上しようとしている場合

会計監査官が禁止命令を発した場合、会計監査官は命令のコピーを地方団体及び関係者に送付しなければならない。その後、会計監査官は7日以内に命令を発した理由を明らか

にしなければならない。理由が明らかにされなかった場合には、命令は無効となる。しかし、適正に命令が発せられた場合には、地方団体あるいはその職員が禁止された決定を下し、実施し、あるいはその決定に基づいて行動を取ることは、違法となる。

地方団体（その職員ではない）は、28日以内に、禁止命令に対して控訴することができる。しかし、その控訴が認められた場合であっても、地方団体は控訴に関する会計監査官の費用を支払わなくてはならない場合もあり、また会計監査官の禁止命令に要した費用も支払わなくてはならないであろう。

禁止命令は次の場合まで効力を有している。すなわち、

- 会計監査官によって無効とされた場合
- 控訴を審査した高等裁判所によって、無効が宣言された場合

法の規定に基づけば、会計監査官は禁止命令を変更することができないということは極めて明白である。

広報は依然として重要な問題であったが、ウィディコム報告の本答申は、次のような様々な問題を扱った。すなわち、地方団体の役割、地方団体が決定を下す方法、政党政治、議員と職員の役割と関係、選挙制度、任意支出の限度、会計監査の役割、地方団体の活動及び決定に対する住民の異議申し立て制度についてである。ウィディコム報告には、こうした広範でかつ困難な問題が扱われており、88にわたる勧告が示されている。

ウィディコム報告は、地方団体は法人団体（corporate body）であり、また決定は議会によってあるいは全体としての議会のためにのみ下される、という点など、従来の慣行の一部は維持されるべきであるという考え方を明らかにした。また報告書は、職員は議会内の特定の党派にではなく、議会全体に奉仕すべきであると繰り返し強調している。

・事務総長の役割

報告書の中で扱われている大変難しい問題の一つとして、事務総長（Chief Executive Officer）の役割が提案されている。報告書は、事務総長の役割として次の点を掲げている。

- 個々の議員あるいは党派がその権利を放棄した場合を除き、議会の委員会及び小委員会に議会全体の構成が反映されるよう配慮する責任
- 議員が閲覧できるようにする必要のある文書かどうかを決定する責任、あるいは議員が出席できる特定の会議かどうかを決定する責任

- 委員会の閉会中に委員長が決定することのできる「緊急事態」の内容を判断する裁定者となること

この他、議員の利害関係の記録を保管し、議会もしくは議員に助言を与え、地方団体の職員の長として行動するなどの義務を負っていることはもちろんである。

・その他の改革提案

また、ウィディコム委員会の報告は、次のような分野に関して、ややラディカルな提言を行っている。

- 議会の委員会における決定----委員会あるいは小委員会では、公選議員のみが投票権を持つようにすべきである。
- 議員の立候補資格の剥奪----地方団体の職員は、「主任」(principal officer)以上の職に付いている場合には、すべての地方団体の議員選挙に立候補できないようにすべきである。さらに、主任以上の職員は、その条件として、政党にポストを有すること、選挙演説をすること、あるいは公の席で「政党政治的議論に深くかかわっていると考えられる」ような方法で話をする(あるいは執筆すること)を禁止すべきである。
- 会計監査官及び会計監査委員会の役割----「不法な支出」及び「財政的損失をもたらす意図的な不品行」に関する会計監査官の権限は、会計監査委員会に移されるべきである。さらに、会計監査委員会は、不法な支出を行おうとしている地方団体に対してそれを中止させる暫定命令を発すること、及び「執行されない場合には不法、もしくは財政的損失をもたらす」ことになる行動を地方団体取るよう強制する職務執行命令に関しての緊急聴聞会を開催すること、ができるようにその権限を拡大すべきである。
- 事務総長の資格剥奪----事務総長が不法な行動を取り、裁判所がその行動は合理的である、あるいは合法的であると判断できない場合、事務総長に対して一定期間その資格停止を命じることのできる権限を裁判所に与えるべきである。
- 議員の資格停止及び追徴金----議員が不法な行動を取り、裁判所がその行動は合理的である、あるいは合法的であると判断できない場合、議員に対して一定期間その資格停止を命じることのできる権限を裁判所に与えるべきである。さらに、「意図的な不品行」あるいは「不法な支出」の証拠がある場合には、議員の資格を停止し、追徴金を徴収する命令を裁判所に請求する義務(裁量ではない)を会計監査委員会に与えるべきである。

こうしたウィディコム報告の提案の中には、議論の余地が残されているものもあったが、政府は1988年6月、ウィディコム報告への対応を白書として公表した。この白書には、委員会提案の多くが採用されていると考えられる。

第17章 地方団体の財政改革

・ 1988年の地方財政法の概要

地方団体の新しい財政制度は1990年4月1日よりイングランド及びウェールズにおいて実施される。新しい制度の要素に関する説明は、本書中の対応する各章において扱われている。本章では、1988年の地方財政法の全体的な概要を示す。主な要点は次のごとくである。

- 非居住用レイトは維持され、またすべての非居住用レイトの対象となる資産は再評価される。しかし、1990年4月1日からの実施に伴い、政府が毎年非居住用レイトの税率を決定する。この税率は、イングランドのすべての非居住用レイトの対象となる資産に対して一律・共通の税率が適用される。またウェールズのすべての非居住用レイトの対象となる資産に対しても、イングランドとは異なる、共通の税率が適用される。ディストリクト及びロンドン区は引き続き非居住用レイトを徴収するが、その徴収額は国レベルでプールされた後、成人人口に比例して地方団体に配分される。

[第5章参照]

- 新しい交付金制度が導入される。包括補助金及び居住用レイト補助金は新しい交付金制度に置き換えられる。[第7章参照]

- 居住用レイトは1990年4月1日より新しい地方税----コミュニティ・チャージに置き換えられる。コミュニティ・チャージは、各地方団体によって地域内のほとんどすべての成人に対して一定額が課税される。[第6章参照]

- セイフティ・ネットが導入される。支出に変更がないとすれば、住民から徴収する税の総額は、新制度の第1年目については、従来の制度の下で徴収される税の総額とほぼ一致すべきだからである。セイフティ・ネットは、今後4年間で段階的に縮小される。

- 支出増----交付金あるいは非居住用レイトの増加によって賄われない支出増----は、コミュニティ・チャージの範囲内に縮小される。

・ 政府の改革提案

また、政府の提案の主たる要素は、次のごとくである。

- 議会の委員会及び小委員会の構成は、議会全体の党派別構成を反映しなければならな

い。したがって、政策委員会が単一党派によって構成されるということは不可能になる。しかし、単一党派による政策集団が違法となるわけではなく、またこうした集団が職員と接触することは許される。

●委員会の特別メンバーは投票権を有しない。但し、教会及びボランティア学校等の団体から教育委員会に参加する特別メンバー、及び地方裁判所から警察委員会に参加する特別メンバーは、例外とする。

●地方団体の協議会は、模範的な運営規則（Standing Orders）に関する任意の手引き書を改訂するという政府の作業に参加するが、政府は政府による「判断が望ましい」と考える事項に関しては、運営規則の基本的事項を規定する権限を有している。そうした基本的事項として、次の諸点があげられる。

*議会、委員会、あるいは小委員会の議事項目に関する少数政党の提案権

*議員及び職員に対する議事項目その他の文書の回覧

*運営規則の停止

*委員会あるいは小委員会での議論に関して、少数政党が特定の問題を議会あるいは上部委員会の審議に変更するよう要求する権利

*職員への委任

*事務総長及び幹部職員の、議会あるいは委員会に助言を与える権利

*特別議会の召集

*騒動が生じた際に、傍聴人を排除する議長の義務

●地方団体はその議員の金銭上の利害について記録を保管すべきである。

●新しい議員手当の制度が地方団体の協議会との調整の後、導入されることになる。議員は「基本一律手当」（Basic Flat Rate Allowance: BFRA）を受けるが、それは県とディストリクトで異なり、また地方団体の人口によっても異なることになる。また特別責任手当（Special Responsibility Allowance）も改革され、単純化される。しかし、その方法については、白書に述べられていない。

●地方団体の幹部職員、すなわち事務総長、事務総長代理、その他の重要な職に関しては、他の地方団体の職員となることが禁じられ、また公の政治活動が禁止される。

●すべての職員は、政治的なポストについていない者も含めて、地方団体の給与・労働条件に関する交渉に当たる団体の雇用者側のメンバーとなることはできない。

●地方団体は、主席財務官の他に、行政の妥当性に責任を有する行政官を任命すべきである。当該行政官は、地方団体のすべての活動を検討・評価し、地方団体の作為あるいは不作為が次のような結果をもたらす場合には報告しなければならない。

*不法な行為

*具体的な義務の不履行

*行政のミスにより個人に不公平をもたらした場合

*地方団体が規則の遵守を求められるにもかかわらず、それを逸脱した場合

●また地方団体は、次の掲げる事項に関して、議会に助言を与える1名の行政官を任命しなければならない。

*議会の事務に関する調整

*その事務を遂行するために必要な機構

*その機構を保障するための適切な人事の制度

第18章 用語解説

●会計基準 (ACCOUNTING STANDARDS)

会計団体協議委員会 (Consultative Committee of Accountancy Bodies:CCAB) から発表される会計基準実務規則 (statements of standard accounting practice: SSAP)。地方団体の会計に適用できる指導書も、同委員会から公表されている。会計監査官はこの指導書に従う必要があり、それからはずれる場合には会計書の中でその旨を明らかにしなければならない。

●代理サービス (AGENCY SERVICES)

他の地方団体あるいはその他の公的団体によって実施されるサービスで、その費用は依頼した団体が実施した団体に支払う。

●会計監査委員会 (AUDIT COMMISSION)

1982年の地方財政法によって設立された、独立の団体。会計監査委員会の役割は、地方団体の外部会計監査官を任命し、資源の利用に関して地方団体に経済性・能率性・有効性を保障する適切な仕組みを維持させ、また「金銭的効率性」(value for money)に関する特別な研究を実施することである。

●差引残高 (BALANCES)

年度末における会計の黒字あるいは赤字。またしばしば、前年度に蓄積された地方税の余剰で、翌年度への繰越金として用いられる。

●包括補助金 (BLOCK GRANT)

政府から地方団体に支払われる最大の補助金。包括補助金は、地方税率に関して納税者の負担を同一にした場合にも、すべての地方団体が標準的サービスを提供できるようすることがその目的である。1990年4月1日より、新しい地方交付金 (Revenue Support Grant) に吸収される。

●予算書 (BADGET)

特定の期間に関する地方団体の財務政策についての決定書。予算書は、通常、他の資源 (例えば、人的資源) の利用に関する政策も含んでおり、また業績の測定に関する情報も含んでいる。

●資本基金 (CAPITAL FUND)

借り入れせずに資本支出の財源を作り出すための地方団体の内部的な基金。この基金は、一般会計からの繰入金、事業委員会からの返済金、資産売却収益から成る。

●資本収益 (CAPITAL RECEIPTS)

土地その他の資産の売却による収益。資本収益は、政府の定めた規則の範囲内で、新しい資本投資の財源とされるが、経常費の財源として用いることは禁止されている。

●資本支出 (CAPITAL SPENDING)

資産形成のための支出。

●キャッシュ・リミット (CASH LIMIT)

支出に用いることのできる金額の総計。地方団体がその予算にキャッシュ・リミットを適用するということは、インフレーションが予想以上に高い場合、支出がキャッシュ・リミット内に制限されるため、購入できるサービスの量が減少することを意味する。

●中央組織 (管理) 費 (CENTRAL ESTABLISHMENT (or administration) CHARGES: CEC)

地方団体のすべてのサービスにかかわる管理及び専門部局のコストを賄うために事業部局に配分される費用。この費用には通常、事務総長、財務部局、法務管理部局、建築・設計部局、その他の技術部局の費用が含まれる。

●主席会計監査官 (CHIEF INSPECTOR OF AUDIT)

会計監査委員会に所属し、地方団体の会計監査業務を実施する専門家グループの長。適切な会計監査基準が維持されているか否かに関して、会計監査委員会に対して責任を負っている。

●公共団体公認会計士協会 (THE CHARTERED INSTITUTE OF PUBLIC FINANCE AND ACCOUNTANCY: CIPFA)

公共サービスに関する会計業務を扱う専門家の団体。この団体は、地方団体あるいは他の公共団体に関する財務及び統計情報を提供し、中央政府及び他の団体に対して地方団体の行財政問題に関して助言を行う。メンバーは試験によって採用され、署名の下に CIPFA のタイトルを用いることが許されている。この団体は民間資本による団体である。

●銀行総合口座 (CONSOLIDATED BANK ACCOUNT)

地方団体の現金取引のすべてを一括して処理するために銀行に設けられる総合的な口座。

●地方債総合基金 (CONSOLIDATED LOANS FUND: CLF)

地方債を個々のプロジェクトに特定化しないようにするための行政的な仕組み。資本支出のためのすべての借入金がこの基金に「プールされる」。個々のプロジェクトの資本支出の財源は、この基金から貸し出され、その後一定の期間にわたっての年分割でこの基金に返済されるのが普通となっている。利子及びその他の経費に関しても、毎年返済される。この基金からの借り入れ利子は、全体としてこの基金にかかる利子の平均利子率に基づいて計算される。

●予備費 (CONTINGENCIES)

予備の支出を見込んで計上する額。しばしば予想できない支出項目のための費用として用いられる。

●県基金 (COUNTY FUND)

県の一般会計基金。中央政府からの補助金及び県税の収入がこの基金に繰り入れられ、県の行政サービスに関する日常的支出がこの基金から支出される。

●時価会計 (CURRENT COST ACCOUNTING: CCA)

インフレーションの影響を公正に評価して会計に反映させるための会計上の慣例。この特徴の一つとして、特定の資産の利用に際しての減価償却費を資産に対する当初支出ではなく、現在の評価額に基づいて計算することがあげられる。時価会計は、直接事業部門の業績を明確にするために地方団体で用いられる。

●経常支出 (CURRENT EXPENDITURE)

経常支出とは、日常的支出、例えば職員の給与及び賃金、物品及びサービスの購入、不動産の賃貸料、資産の維持費等にかかわる支出を指す。また、トレーディング・サービスや住宅行政への補助金もこの中に含める。

●地方債返済費 (DEBT CHARGES)

資本支出の財源を借り入れた際の元金並びに利子を支払うために、一般会計に計上する費用。

●地域会計監査官 (DISTRICT AUDITORS)

会計監査委員会に雇用され、地方団体の会計監査業務に当たる会計監査官。

●現業部門 (DIRECT LABOUR ORGANISATION: DLO)

建設あるいは維持管理を実施する地方団体の事業組織。

●地方税軽減補助金 (DOMESTIC RATE RELIEF: DRR)

居住用資産に対する地方税の税率を低くするために、中央政府から地方団体に支払われる補助金。居住用レイトの税率の下げ幅は政府が決定する。地方税軽減補助金は、税率が下げられた場合の納税者からの税収の低下を補填するために、地方団体に対して支払われる。この補助金は、居住用レイトが1990年4月1日からコミュニティ・チャージに替わるに伴い、廃止される。

●見積 (ESTIMATES)

支出及び収入の予想額。

・当初見積 (original estimate)

会計年度が始まる以前に地方団体が承認した当該会計年度の見積。

・修正見積 (revised estimate)

会計年度の途中で修正される見積。見積は通常秋から冬にかけて----会計年度の半期が終了した段階で----修正される。ほぼ同時に、翌会計年度の当初見積が作成される。

・追加見積 (supplementary estimate)

当初見積あるいは修正見積の枠を超えた支出で、地方団体の承認を受けた額。

●外部会計監査 (EXTERNAL AUDIT)

地方団体の活動及び会計に関する外部からの会計監査。

●手数料及び使用料 (FEES AND CHARGES)

施設の利用者から徴収する料金等。例えば、レジャー施設の利用、学校給食、工場廃棄物の収集等に対して、地方団体が料金を課すのは普通である。

●財務規則 (FINANCIAL REGULATIONS)

地方団体によって承認された財務手続に関する規則。地方団体の財務管理を適正に維持する枠組みを提供することが、この規則の目的である。財務規則は、経理、会計監査、行政手続、及び予算制度に関する規則を定めるのが普通である。

●一般地方税基金 (GENERAL RATE FUND: GRF)

地方税課税団体の一般会計基金。政府補助金及び地方税収入を基金に繰り入れ、サービスにかかる日常的支出を基金から支払う。1990年4月1日からの新しい地方財政制度の導入に伴い、一般基金 (General Fund) に変更される。

●総支出 (GROSS EXPENDITURE)

中央政府からの補助金及び手数料等を考慮する以前の、地方団体のサービス提供に要する支出の総額。

●純支出増 (GROWTH)

年度間の支出を比較した場合の増加分で、コストの増大以外の、職員の定員増、サービスの質の向上等を図るための支出増。

●住宅手当 (HOUSING BENEFIT)

低(無)所得者の住宅経費、すなわち家賃及び地方税の、一部あるいは全部に対する手当あるいは割引。住宅手当は地方団体によって支払われるが、中央政府から住宅手当費の一部、及び地方団体の住宅手当運営費の一部が地方団体に支払われる。

●住宅投資計画 (HOUSING INVESTMENT PROGRAMME: HIP)

地方団体が中央政府に毎年提出する、住宅需要を満たすための詳細な投資支出の戦略計画。住宅投資計画は、環境省が住宅の投資支出配分を計算するための基礎として利用される。

●住宅特別会計 (HOUSING REVENUE ACCOUNT: HRA)

地方団体は、一般会計とは別に、住宅特別会計を維持しなければならない。この特別会計に、住宅サービスに関するすべての支出と収入が計上される。

●住宅補助金 (HOUSING SUBSIDY)

住宅の提供及び維持管理にかかる費用に関して、一部の地方団体に支払われる中央政府の補助金。

●保険基金 (INSURANCE FUND)

地方団体に多額の損失あるいは損害が生じた場合のための内部的な基金。

●一般会計利子収入 (INTEREST ON REVENUE BALANCES, or interest receipts)

一般会計の余剰資金から生じる利子収入。

●内部会計監査 (INTERNAL AUDIT)

とりわけ収入及び支出の公正さを維持するために、地方団体のすべての事務について継続的かつ独立的に行われる評価。

●内部基金 (INTERNAL FUNDS)

資本基金、保険基金、修理・改善基金等、特定の目的のために設けられる基金。地方団体の中には、非常に包括的な基金を設けているところもある。

●土地の流用 (LAND APPROPRIATION)

ある部局から他の部局に土地を譲渡すること。会計上の処理も必要となる。

●借入金返済費 (LOAN CHARGES) ----地方債返済費 (debt charges) の項を参照せよ。

●純支出 (NET EXPENDITURE)

総支出 (gross expenditure) から特定のサービス収入を差し引いた金額。政府補助金は考慮しない。

●非反復項目 (NON-RECURRING)

予算に1年限りで計上される項目。

●支出の目的別分析 (OBJECTIVE ANALYSIS OF EXPENDITURE)

サービスあるいは事務の目的に応じた支出の分析。通常、支出及び収入は、性質別分類（給与及び賃金、物品及びサービスの購入、借入金の返済、売却収益等）と、目的別分類（学校給食、消防等）の2次元の表で示されることが多い。

●実質額 (OUTTURN)

実際の収入及び支出額。

●公共支出調査委員会 (THE PUBLIC EXPENDITURE SURVEY COMMITTEE: PESC)

公共支出計画を検討し、調整し、立案し、そして公共支出白書の数値を作成する中央政府の委員会。

●代理徴収 (PRECEPT)

地方税を徴収しない団体（県、バリッシュ、ロンドン警視庁等）がその地方税分を、地方税を徴収する団体（ディストリクト、ロンドン区）に依頼すること。

●基礎価格 (PRICE BASE)

見積、予測、代替政策を計算・評価する際に用いる支払及び価格の水準。

・11月価格 (November prices)

特定年度の11月を基準とした支払及び価格の水準。

・実質価格 (Outturn prices)

支出が行われた時点での実際の価格水準。

・見積実質価格 (Estimated outturn prices)

支出が行われる時点を想定して予測した価格水準。したがって、キャッシュ・リミットを適用した場合、見積価格の上限が見積実質価格となる。

●地方税実質収入 (PRODUCT OF PENNY RATE)

ディストリクトの課税対象となる資産に対して1ポンドにつき1ペニーの税率で課税し、そこから徴収手数料を差し引いた上での、実質的に支出できる地方税収入。

●公共支出 (PUBLIC EXPENDITURE)

中央政府の支出、特定の国有企業、地方団体の支出の総計。

●公共工事公債委員会 (PUBLIC WORKS LOAN BOARD)

地方団体に短期あるいは長期の資金を提供する中央政府の機関。利子については、政府自体が借り入れる場合より若干高くなっている。地方団体は、投資支出の財源の一部をここから借り入れることができる。

●地方税評価額 (RATEABLE VALUE: RV)

地方税額を計算するための基礎となる資産の賃貸料相当額。

●地方税基金 (RATE FUND) ----- 一般地方税基金 (general rate fund) の項を参照せよ。

●地方税課税率 (RATE LEVY)

1ポンドについて何ペンスという言い方をする税率。地方団体は、その地域内における課税資産の評価額に対してこの税率をかけ、地方税額を計算する。しばしば、地方税率 (rate poundage) とも言われる。地方税軽減補助金によって居住用レイトの納税者は、地方税額が割り引かれ、商業及び工業用資産より割安の地方税を支払う。

地方税課税率は、1990年4月1日からのコミュニティ・チャージの導入に伴い、変更される。しかし、非居住用資産に課税される非居住用レイトに関しては、この地方税課税率が引き続き用いられる。

●レイト助成交付金 (RATE SUPPORT GRANT: RSG)

支出を特定せずに地方団体の一般会計を補助する中央政府からの補助金。この補助金には、包括補助金 (block grant) と居住用地方税軽減補助金 (domestic rate relief grant) が含まれる。この補助金は、1990年4月1日より地方交付金 (Revenue Support Grant) に置き換えられる。

●純 (REAL)

「純支出増」といった場合の「純」は、インフレーションの影響による金額の増大ではなく、資源 (人材、土地、資材) の利用に関する増大を意味する。

●団体間補填 (RECOUPMENT)

ある地方団体の区域に属する生徒が他の地方団体で教育を受けた場合などに生じる地方団体間の相互債務。

●関連支出 (RELEVANT EXPENDITURE)

地方団体の支出に関して、中央政府からの補助金、手数料・家賃・使用料等からの収入に基づく支出の国全体の総計。

●修繕及び改善基金 (REPAIRS AND RENEWALS FUNDS)

自動車、街路樹、備品、あるいは設備の交換もしくは修繕のための費用を、その後数年にわたって平準化するための基金。

●歳入繰入資本支出 (REVENUE CONTRIBUTION TO CAPITAL OUTLAY: RCCO)

歳入から直接資本支出に繰り入れられる財源。地方団体は特定の資本支出プロジェクトに対してこうした財源措置を取ることができ、また歳入予算の中にこうした額を計上しておくこともできる。

●経常支出 (REVENUE EXPENDITURE)

主として給与及び賃金、地方債の返済、ならびに一般的運営費などの日常的な運営に要する費用。

●137条支出 (SECTION 137 EXPENDITURE)

1972年の地方自治法の137条に基づいて、地方団体が許されている1ポンドにつき2ペンスまでの支出。但し、地方団体の権限について他に規定がない場合であって、しかも地方団体の地域及び住民に利益をもたらすと考えられる場合に限定されている。この支出はしばしば「自由な2ペンス」とも呼ばれている。1990年4月1日以降、この上限が変更されることになっている。新しい137条支出の上限は、成人1人当たり5ポンドまでに変更されるようである。

●ズレ (SLIPPAGE)

歳入、あるいはより典型的な例として、資本投資計画が当初の計画あるいは支出に比較して、予想通りに進捗しない場合のことを指す。

●特定補助金 (SPECIFIC GRANTS)

特定のプロジェクトあるいはサービスを補助するために地方団体に支払われる中央政府の補助金。例えば、警察補助金、地方裁判所補助金、都市援助補助金等。

●運営規則 (STANDING ORDERS)

地方団体がその行政を運営する方法を定めた規則。とりわけ、競争入札及び契約手続を定めた運営規則は不可欠であり、また支払の承認、税の徴収、会計処理、会計監査等の財務手続を定めた運営規則あるいは財務規則が必要とされている。

●性質別分析 (SUBJECTIVE ANALYSIS)

収入及び支出に関する項目の性質による分類。支出に関しては、給与及び賃金、地方債返済費、建物の維持管理費、その他の消耗品費等に分類され、収入に関しては、政府補助金、手数料・使用料等に分類される。

●退職年金基金 (SUPERANNUATION FUND)

職員の退職及び年金の支払のために維持される基金。この基金は、雇用者である地方団体ならびに職員からの拠出金、及び投資による収益で賄われる。ロンドン区及び県がこの基金を運営するが、県はその職員及び県内のディストリクトの職員の両者に関する基金を運営する。

●特別返済 (SURCHARGE)

不法な支出あるいは悪意の不品行による損失を埋め合わせるために、外部会計監査官からの申請に基づいて裁判所が命じる返済金。返済を命じられる者は、違法な支出あるいは損失に責任を有する個人もしくは諸個人で、通常は職員もしくは議員である。

●運輸交通特別補助金 (TRANSPORT SUPPLEMENTARY GRANT: TSG)

公共交通、道路、交通施設、ならびに駐車場施設に関連する承認された資本支出に対する補助金。補助は、地方団体の運輸交通政策及び事業を含む地方団体の計画に関連して行われる。補助水準は、中央政府によって承認された運輸交通政策及び事業の支出水準に応じており、実際の支出がこの見積と異なった場合でも調整されることはない。

●越権行為 (ULTRA VIRES)

この原則により、地方団体は法律によって許可されたことだけを実施する権限が与えられている。

●予算項目変更 (VIREMENT)

ある予算項目に関して不足分が生じた場合、他の予算項目からその不足分を差し引き、不足の生じた項目に補填すること。すなわち、予算項目間の財源交換を指す。

「CLAIR REPORT」既刊分のご案内

NO	タ イ ト ル	発 刊 日
第13号	英国の1990年統一地方選挙	1990/ 5/28
第12号	英国の地方財政読本(6) -付録-	1990/ 5/28
第11号	英国の地方財政読本(5) -地方団体の会計処理-	1990/ 5/28
第10号	英国の地方財政読本(4) -地方団体の予算-	1990/ 5/28
第9号	英国の地方財政読本(3) -地方団体に対する交付金制度-	1990/ 4/27
第8号	英国の地方財政読本(2) -地方税; 現行税と新税-	1990/ 4/27
第7号	英国の地方財政読本(1) -地方団体の収入と支出-	1990/ 4/27
第6号	ACIR(政府間関係助言委員会)の概要	1990/ 3/26
第5号	英国地方財政統計 1986/87	1990/ 3/ 1
第4号	米国連邦政府1991会計年度予算について	1990/ 2/27
第3号	コロンビア特別区に見る自治制度 -首都ワシントンの制度的性格と今後の展開 -	1990/ 2/ 1
第2号	ロンドン・ドックランドの開発と行政	1990/ 1/ 4
第1号	英国の新地方税システム-コミュニティ・チャージ-	1989/12/27